

監委第775号
令和5年8月4日

堺市長 永藤英機様

堺市監査委員 信 貴 良 太
同 小 堀 清 次
同 藤 坂 正 則
同 播 磨 政 明

令和4年度堺市内部統制評価報告書
の審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和4年度堺市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度堺市内部統制評価報告書の審査意見

第1 審査の対象

令和4年度堺市内部統制評価報告書

第2 審査の期間

令和5年7月7日から令和5年8月4日まで

第3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかについて、関係書類との照合、関係職員から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

内部統制評価報告書について審査手続を実施した結果、評価手続及び評価結果に係る内部統制評価報告書の記載は相当であると認められた。

なお、令和4年度の内部統制評価報告書審査の過程で、内部統制評価手続において改善が望ましいと考えられる事項が見られた。その内容は以下に示すとおりである。

(1) 業務レベルの内部統制の評価対象について

内部統制制度の対象について、令和2年度以降、「堺市内部統制に関する方針」（基本方針）において、財務事務の全て及び財務事務以外の事務のうち「情報管理」のみとしている。

しかしながら、財務事務以外の事務においても、内部統制に不備があった場合の影響度は、財務事務における不備の場合と同様に重要である。したがって、財務事務以外の事務についても概ね全ての事務を内部統制制度の対象事務とした上で、年度ごとに評価の重点項目を指定し評価手続を実施すべきである。

とりわけ「文書事務」は内部統制制度の対象事務となっていないが、全ての組織に関わる最も基本的かつ重要な事務であり、令和4年度には実際に多くの不備が発生している。また、「情報管理」に位置付けられている個人情報に係る事務についても、個人情報が記載された文書の誤送付や紛失の事案

など、市民の信頼を損なう多くの不備が発生しており、各職員が一層の緊張感を持って事務を執行することが強く求められる。その際、これらの事案は基本的な「文書事務」の不備であるといえることから、「文書事務」を内部統制制度の対象事務としたうえで、文書に個人情報に記載されているか否かにかかわらず、一体的にリスク管理と評価に取り組むことが、個人情報に係る不備の防止にも有効である。

令和2年度以降の内部統制評価報告書審査において、業務レベルの内部統制の評価対象についての意見を付記されている趣旨を十分に踏まえ、改めて内部統制制度の対象範囲を検討されたい。なお、「文書事務」の不備が散見されるにもかかわらず、内部統制制度の対象事務に「文書事務」を含めていないことは、基本方針の合理性や適正性が問われることにつながるので留意されたい。

(2) 内部統制における各部局の自己点検について

業務レベルの内部統制の取組において、現金等や財産管理などのリスクについては、内部統制推進部局によって重点的に点検が必要なリスクとして選定されているが、監査委員が実施する定期監査において複数の部局で当該リスクに係る同種の不備が散見される状況が継続している。

これらの不備の多くが、担当者による関係法令や事務処理ルールを理解不足、事務の失念、不注意、確認不足などを原因として発生し、各部局の自己点検が十分に機能していれば、防ぐことができたものと考えられる。

また、内部統制の取組を進める中で、本来、自己点検の向上などにより不備の発生状況に改善が見込まれるにもかかわらず、内部統制制度の導入（令和2年度）から3年間の不備の件数（令和2年度：185件、令和3年度：172件、令和4年度：205件）を勘案しても、各部局の自己点検の効果が表れているとは言い難い状況となっている。

内部統制を充実させるためには、自己点検の定着が大前提である。

各業務の所管課においては、個々の業務の執行上留意すべき事項を洗い出し、関係する職員一人ひとりが、整備されている規則・マニュアル等の意味・目的を再認識したうえで、自己点検の実施をもって業務が完了するとの認識に立ち、主体的に取り組むことが望まれる。